【反対討論】

飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」を1日も早く支給するよう大阪府に要望する意見書に対しまして、反対の立場で討論いたします。

まず皆さまに申し添えておきたいことは、我々から大阪府議会議長あてに4月9日「休業要請支援金給付への緩和措置及び再給付に関する陳情書」を提出し、4月16日には再給付の決定をいただいたところであり、合わせて協力金の早期支給に関しても強く要望をいたしております。

さて、緊急事態宣言が発出されたことを受け、1月14日から2月7日の２５日間を第1期として、大阪府下の営業時間の短縮に全面的に協力いただいた飲食店に対して協力金が支払われる事になりました。そして、第1期の申請の受付が２月８日から始まり、店舗によっては早くて2月中旬頃から支給が開始されており、大阪府全域の対象となる店舗は6万件近くで、膨大な申請数であったため審査の遅れがあったと聞き及んでいます。われわれ大阪維新の会緑風議員団にも多くの飲食店経営者から協力金の支給遅れについて問い合わせがあり、大阪府や本市産業振興課に状況の確認をし、早期支給を要望いたして来たところであります。また、各市町村議員も同じような問い合わせがあったことから、大阪維新の会大阪府議会議員団では我々地方議員も含め代表した立場で、５月２５日付で吉村大阪府知事に対して早期支給に関する緊急要望書をすでに提出しております。また、吉村知事も支給の速度を速めるといったコメントをニュースなどの報道で語っており、これまで早期の支給へと改善されたところです。そして、第7期からは支給額の一部を早期給付とする制度も設けて来られたところであります。そこで今、我々がしなければならないのは

①不正受給の防止

②店舗に応じた支給額

③飲食店だけでなく関連産業を含めたすべての業種に対する支援

④アフターコロナへ向けた出口戦略の作成

の4点であります。したがって今回出された意見書は協力金の給付遅れの苦情が多かった４月や５月の提出なら的を射ていたと思いますが、我々が4月より府議団を通じ取り組んできた通り、飲食店への協力金の支給に対しては、これまで同様、必要な時に必要な対応を行っていく所存であります。なので今このタイミングでこの意見書の提出ということには賛成できかねます。

議員皆さまにおかれましては、是非ともご賛同いただきますようお願いいたしまして、反対討論とさせていただきます。